## 議案第7号

白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

白井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

## 提案理由

本案は、建築基準法施行令の一部改正に伴う新たな手数料を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

## 白井市手数料条例の一部を改正する条例

白井市手数料条例(昭和40年条例第1号)の一部を次のように 改正する。

別表道路位置指定事項証明書交付手数料の項の次に次のように加える。

敷	地	と	道	建	築	基	準	法	施	行	令	第	1	3	7	条	$\mathcal{O}$	1	2	第	1	件	13	_ `	<b>つ</b>	き
路	と	$\bigcirc$	関	6	項	$\mathcal{O}$	規	定	に	ょ	る	建	築	物	に	対	す	る	制	限	2	7,		0	0	О
係	$\bigcirc$	建	築	の	適	用	除	外	に	関	す	る	大	規	模	$\mathcal{O}$	修	繕	又	は	円					
物	に	対	す	大	規	模	<i>(</i> )	模	様	替	に	係	る	認	定	0)	申	請	に	対						
る	制	限	$\mathcal{O}$	す	る	審	査																			
適	用	除	外																							
に	関	す	る																							
大	規	模	$\mathcal{O}$																							
修	繕	又	は																							
大	規	模	0)																							
模	様	替	に																							
係	る	認	定																							
申	請	手	数																							
料																										
道	路	内	に	建	築	基	準	法	施	行	令	第	1	3	7	条	$\mathcal{O}$	1	2	第	1	件	13		つ	き
お	け	る	建	7	項	$\mathcal{O}$	規	定	に	ょ	る	建	築	物	に	対	す	る	制	限	2	7,		0	0	0
築	物	に	対	の	適	用	除	外	に	関	す	る	大	規	模	の	修	繕	又	は	円					
す	る	制	限	大	規	模	(T)	模	様	替	に	係	る	認	定	$\mathcal{O}$	申	請	に	対						
の	適	用	除	す	る	審	査																			
外	に	関	す																							
る	大	規	模																							
の	修	繕	又																							
は	大	規	模																							
<i>(</i> )	模	様	替																							

に 係 る 認 定 申 請 手 数料

別表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項及び建築物エネ ルギー消費性能適合性判定手数料の項中「建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上 等に関する法律」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画 認定申請手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関す る法律」及び「建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法 律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改 め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第 1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第3 6条第1項」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手 数料の項建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条 第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申 請に対する審査の目」を「建築物エネルギー消費性能向上計画認定 申請手数料の項建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の 認定の申請に対する審査の目」に改め、同表建築物エネルギー消費 性能認定申請手数料の項及び同項の次の摘要の14中「建築物のエ ネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関する法律」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第7号資料

○白井市手数料条例(昭和40年条例第1号)新旧対照表

		改 ]	 E. 案		現 行							
		各)	(略)									
別表(第2	2条関係)				別表(第2	2条関	係)					
手数料の 種類	手数	料を徴収	する事務	手数料の金額	手数料の 種類		手数	料を徴収	する事務		手数料の金額	
12291	1	(H)	各)		13394			(H	各)			
			37条の12第6 に対する制限の適		道路位置 指定事項 証明書交 付手数料 (新設)	(略)					(略)	
係の建築 物に対す る制限の 適用除外 に関模し 大規模で 技様替に 保る記手数 料 道路内に	用除外に関する の模様替に係る 理楽基準法施行 項の規定による 用除外に関する	る大規模 る認定の	37条の12第7 の修繕又は大規模 申請に対する審査 に対する制限の適 の修繕又は大規模 申請に対する審査	円 1件につき 27,000	(新設)							
tott tot	I 1 I	(H	答)	I 4.45	tall tal	I 1	I	(H	各)	-	6.43	
1 1	都市申請に	(略)	(m/z )	(略)	低炭素建		l	(略)	(m/zr\		(略)	
	の低 係る低 炭素 炭素建	(略)	(略)	(略)	築物新築 等計画認		係る低 炭素建	(略)	(略)		(略)	
1 1	化の 築物新	(略)	(略)	(略)	定申請手			(略)	(略)		(略)	
数料	促進 (定選 (で成 (で成 (で成 (で成 (で成 (で成 (で成 (で成		(服各)	()()()()()()()()()()()()()()()()()()()	数料	にす法(成4法第4)	築等計 画 築物の エギー性的上 の 関すす 上 で 年 ス 7 年 (2 7 年 大 3 年 大 4 年 (3 日 (4 日 (5 日 (6 日 (7 日 (		()()		( <b>m</b> 各)	

	場合		場合	
	るもの である		るもの である	
	が定め		が定め	
	のとし て市長		のとし て市長	
	するものとし		するも	
	れに類		れに類	
	ものそ の他こ		ものそ の他こ	
	られた		られた	
	ている と認め		ている と認め	
	適合し		適合し	
	基準に		基準に	
	各号に 掲げる		各号に 掲げる	
	第1項		第1項	
	律 第 5 4条		律 第 5 4条	
	する法		する法	
	化の促 進に関		化の促 進に関	
	低炭素		低炭素	
	都市の		都市の	
	いう。) により		いう。) により	
	関等」と		関等」と	
	費性能 判定機			
	ギー消		ギー消費性能	
	エネル		エネル	
	「登録 建築物		「登録 建築物	
	関。以下		関。以下	
	宅性能 評価機		宅性能 評価機	
	登録住		登録住	
	っては、		っては、	
る審 	F 係る部     分にあ		る審 係る部 査 分にあ	
対す	部分に		対す部分に	
	理 建築物 に の住宅 に		の申 建築物 請に の住宅	
	民係る		認定に係る	
画の	) (申請		画の(申請	
	整 性能判 十 定機関		新築性能判等計定機関	
	为一消費		築物 一消費	
素建	車 ネルギ		素建ネルギ	
	5 登録建 炭 築物工		よる <mark>登録建</mark> 低炭 築物エ	
	定する		定に定する	
の規	見項に規		の規項に規	
	月 第 1 5 頁 条第 1		条第 第 1 5 1 項 条第 1	
	3 5 3 号) 第 第 1 5		53 53号)	

建築物工	建築	(略)	(略)	(略)	(略)		建築物工	硅筑	(略)	(略)	(略)	(略)
ネルギー		(#1)	(略)	(略)	(略)			物の	(41)	(略)	(略)	(略)
		(m/z)							(m/z)			
消費性能		(略)	(略)	(略)	(略)		消費性能	<u>エネ</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
適合性判			(略)	(略)	(略)		適合性判	ルギ		(略)	(略)	(略)
定手数料							定手数料	一消				
	費性							費性				
	能の							能の				
	向上							向上				
	等に							に関				
	関す							する				
	る法							法律				
	律第							第				
	1 2							12				
	条第											
								条第				
	1項							1項				
	又は							又は				
	第							第				
	13							13				
	条第							条第				
	2項							2項				
	の規							の規				
	定に							定に				
	よる							よる				
	建築							建築				
	物工							物工				
	ネル							ネル				
	ギー							ギー				
	消費							消費				
	性能							性能				
	適合							適合				
	過日 性判							過口 性判				
	定に							定に				
	係る							係る				
	審査							審査				
建築物工		申請に	(略)		(略)		建築物工			(略)		(略)
ネルギー			(略)	(略)	(略)		ネルギー			(略)	(略)	(略)
消費性能	エネ	築物工		(略)	(略)		消費性能	エネ	築物工		(略)	(略)
向上計画	ルギ	ネルギ	(略)	(略)	(略)		向上計画	ルギ	ネルギ	(略)	(略)	(略)
認定申請	一消	一消費		(略)	(略)		認定申請	一消	一消費		(略)	(略)
手数料	費性	性能向		· -/	, ,,		手数料	費性	性能向		·	
		上計画							上計画			
		が、登録						-	が、登録			
		建築物							建築物			
		エネル							エネル			
		ギー消							ギー消			
		費性能							費性能			
		判定機							判定機			
		関等に							関等に			
		より <u>建</u>							より <u>建</u>			
		築物の							築物の			
		エネル							エネル			
		ギー消							ギーの			
		費性能							消費性			
		の向上							能の向			
		等に関							上に関			
		する法							する法			
	消費	律第						消費	律第			
		3 5条							3 5条			
		第1項							第1項			
L <u>'</u>	•			ı	ı	1	•	•	•			

	の定申にす審	各掲基適てとらものれすのてがるで場号げ準合い認れの他にると市定もあ合にるにしるめたそこ類もし長めのる		(mer)				の定申にす審	各掲基適てとらものれすのてがるで場号げ準合い認れの他にると市定もあ合にるにしるめたそこ類もし長めのる		(mer)	
ネルギー 消費性能	関する建築4	る法律第 勿エネル	36条第	1項の規定に 性能向上計画	こよる。	1件につき建築物では大き建築物では大き建築が大き建築が大きまます。 1 世紀 大き は は で は は で は は で で は に で が は で が は で が は で が は で が に で か に で が に が に	ネルギー 消費性能	する注	生律第3 物エネル	6条第1	(略) 費性能の向上に関 項 の規定による性能向上計画の変 る審査	築物工作向 上計画 上計画 上計画 上計画 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学
消費性能認定申請手数料	建物エルー費能向等関る律4条1の定よ築の水ギ消性の上にす法第1第項規にる	(理各)	(明各) (明各) (明各) (明各)	(略) (略) (略) (略) (略)		じて得た額 (略) (略) (略) (略) (略) (略)	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	物の エネ	(照各)	(明各) (明各) (明各)	(理答) (理答) (理答) (理答)	じて得た額 (曜) (曜) (曜) (曜) (曜)

認定 の申 請に 対す る審 査

(摘要)

1~13 (略)

14 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項(第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ表又は摘要の6、摘要の7、摘要の9、摘要の10、摘要の12若しくは摘要の13に定める額に、計画通知手数料の項建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目の規定による額を加算した額とする。

(略)

認定 の申 請に 対す る審

(摘要)

1~13 (略)

14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第35 条第2項(第36条第2項において準用する場合を含む。)の 規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上 計画認定申請手数料の額又は建築物エネルギー消費性能向上計 画変更認定申請手数料の額は、それぞれ表又は摘要の6、摘要 の7、摘要の9、摘要の10、摘要の12若しくは摘要の13 に定める額に、計画通知手数料の項建築基準法第18条第2項 の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応 じ、それぞれ同目の規定による額を加算した額とする。

(略)